



流環第141号
平成29年5月29日

流山市環境審議会
会長 新保國弘 様

流山市長 井崎 義治



流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部
改正について（諮問）

本市では、路上喫煙及びポイ捨てを防止するため、平成14年6月に「流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」を制定しました。平成22年3月には、条例の一部を改正し、飼い犬のふんの放置も禁止事項に加え、名称を「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」とし、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりを推進しています。

この条例により、違反行為者に対しては指導、勧告を行っており、マナー向上に向けた一定の成果は得られていますが、依然としてマナーを守らない違反行為者が散見されています。また、本市の人口の増加に伴い、違反行為の増加が懸念されるため、より実効性のある路上喫煙及びポイ捨て等の防止対策が求められているところです。

そのため、現条例では間接罰となっている過料規定を直接罰化するなど、条例の一部改正を検討しています。

そこで、本条例の目的を達成するために改正すべき事項に関して、また、改正にあたって留意すべき事項に関して、貴審議会へ意見を求めたく諮問します。